

鹿屋市告示第 147 号

鹿屋市意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 3 月 31 日 決 裁

鹿屋市意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市意思疎通支援事業実施要綱（令和２年鹿屋市告示第106号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、自立」を「、聴覚障がい者等の自立」を改める。

第２条第２項中「の定めるところにより」を「に基づき」に、「手話通訳技能検定試験」を「手話通訳技能認定試験」に改める。

第５条中「対象者」を「対象となる者」に改める。

第７条第２項中「とき」を「場合」に、「場合」を「とき」に改め、同条第３項及び第４項中「、市長」を「市長」に改める。

第９条第２項中「、次」を「、市長は、次」に改め、同項第３号中「事項」を「こと。」に改める。

第11条第２項中「３日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、１月２日、同月３日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）前」を「１週間前の日（当該日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、１月２日、同月３日及び12月29日から同月31日までの日に当たるときは、これらの日の前日）」に改める。

第14条中「、この要綱に反し、又は申請者が」を「、申請者がこの要綱に反し、又は」に、「ときは」を「ときは、申請者に対し」に改める。

別表第１項を次のように改める。

１ 報償費

時間等	手話通訳	要約筆記	
		手書き	パソコン
２時間未満	３,０００円	３,０００円	３,５００円
２時間以上３時間未満	４,０００円	４,０００円	４,５００円
３時間以上４時間未満	５,０００円	５,０００円	５,５００円
４時間以上５時間未満	６,０００円	６,０００円	６,５００円

5 時間以上 6 時間未満	7, 000円	7, 000円	7, 500円
6 時間以上 7 時間未満	8, 000円	8, 000円	8, 500円
7 時間以上 8 時間未満	9, 000円	9, 000円	9, 500円
終日（8 時間を超えるとき。）	9, 000円	9, 000円	9, 500円
記者会見	10, 000円	—	

注 1 意思疎通支援者の派遣に係る事項が映像として使用され、又は動画として配信される場合の報償費の額は、上表に定める額に3, 000円を加えて得た額とする。ただし、当該派遣に係る事項が記者会見である場合を除く。

2 時間は、集合時間から解散時間までをいう。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第15条関係）

鹿屋市意思疎通支援事業報償費等請求書

年 月 日

鹿屋市長 様

（意思疎通支援者）

住 所

氏 名

電話番号

鹿屋市意思疎通支援事業実施要綱第15条の規定により派遣業務を実施したので、次のとおり請求します。

派 遣 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで計 時間 分		
派 遣 場 所			
派 遣 内 容			
報 償 費	1 2時間未満 2 2時間以上3時間未満 3 3時間以上4時間未満 4 4時間以上5時間未満 5 5時間以上6時間未満 6 6時間以上7時間未満 7 7時間以上8時間未満 8 終日（8時間以上） 9 記者会見 10 動画配信等（ 時間） （該当する番号に○印）	金 額 (a)	円
旅 費 (b)	円		
請 求 金 額 (a+b)	円		
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行・信金・信組・農協・労金	
	支 店 名	本店・支店・支所・出張所	
	口 座 区 分	1 普通 2 当座 3 その他 ()	
	口 座 番 号		
	口 座 名 義 人		

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。